

直轄漁場整備事業における工事の安全対策に関する委員会等の措置について

第1. 設計審査会の設置

(1) 目的

「直轄漁場整備事業における工事の安全対策について（平成19年12月26日水産庁長官決裁）」第3（1）①に規定する設計審査委員会は、土木工事に関する施工の安全確保の妥当性を確保するため、工事設計あるいは工事発注に際して施工に係わる部分の設計条件及び施工条件の明示等について審査を行うことにより、適正な設計積算の実施に資する。

(2) 適用工事

安全確保上の観点から重要な工事であって、特に高度な技術的な検討が必要な工事であるもの。

(3) 設計審査会の組織及び構成等

- ①設計審査会は水産庁整備課に設置する。
- ②設計審査会の委員長は整備課長とし、委員は上席水産土木専門官、施工積算班長、設計班長、整備班長、水産土木専門官、その他整備課長が必要と認める者とする。
- ③設計審査に当たって外部の経験豊富な技術者等による技術的助言を受けることができる。

(4) 審査内容

- ①設計条件の審査は、適用工事の設計業務の実施時において、次の内容に関して審査を行う。
 - ア) 他の関連する工事との整合性等、設計条件、施工条件の確認
 - イ) 仮設構造物の検討
 - ウ) 施工方法の選択
 - エ) 施工の安全に関する事項
 - オ) 施工中の環境保全その他に関する事項
- ②施工条件の明示の審査は、次の内容に関して審査を行う。
 - ア) 工事の発注時における施工条件明示内容に関する検討
 - イ) 工事中において、現場の施工条件が契約図書 of 施工条件と異なった場合の設計変更に関する検討
 - ウ) その他、工事契約にかかわる条件の変更に関する検討

第2. 事故調査委員会等の設置

(1) 目的

「直轄漁場整備事業における工事の安全対策について（平成19年12月26日水産庁長官通知）」第3（2）③で規定する事故調査委員会は、直轄漁場整備事業の工事等において発生した事故について、工法・作業環境等を調査し、事故原因を調査し、

事故原因を技術的に分析して類似工事における事故の再発防止を図り、工事の安全かつ円滑な実施に寄与する。

(2) 事故調査委員会の組織及び構成等

- ①事故調査委員会は、水産庁に常設し、委員長は漁港漁場整備部長、委員は漁政課長、計画課長、整備課長、防災漁村課長、水産施設災害対策室長とする。
- ②委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(3) 事故調査委員会の業務内容

事故調査委員会は、直轄漁場整備事業の工事等の実施に際して発生した重大な事故（漁港漁場整備部長が別途定めるものをいう。以下同じ。）に関し、以下の検討を行い、事故調査委員会事故報告書を作成するものとする。

- ①重大な事故の原因の技術的分析
- ②重大な事故に関する事故再発防止対策
- ③設計、積算、施工方法に係る基準等の改訂等に関する意見
- ④その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(4) 現地調査会

- ①重大な事故の発生に際し、水産庁整備課に「現地調査会」を設置し、調査を実施する。
- ②現地調査会は、整備課長を会長とし、会員は上席水産土木専門官、施工企画班長、設計班長、整備班長、工事担当職員、その他整備課長が必要と認める者とする。
- ③現地調査会は、調査結果に基づき、以下の検討を行い、現地調査会事故報告書を作成し、事故調査委員会に提出するものとする。
 - ア) 重大な事故の原因の技術的分析
 - イ) 重大な事故に関する事故再発防止対策
 - ウ) 設計、積算、施工方法に係る基準等の改訂等に関する意見
 - エ) その他調査会の目的を達成するために必要な事項

第3. 安全連絡協議会等の設置

(1) 目的

「直轄漁場整備事業における工事の安全対策について（平成19年12月26日水産庁長官通知）」第3（2）②で規定する連絡会議（以下、「安全連絡協議会」という。）は、工事現場において、発注者と請負業者及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

(2) 安全連絡協議会の組織及び構成等

- ①安全連絡協議会は現場状況に応じて適切に設置する。
- ②安全連絡協議会は、発注者及び請負者（発注者と契約を交わした者）から構成し、

会長、副会長及び幹事の役員を置く。

安全連絡協議会には、請負者にあつては現場代理人及び主任技術者（または監理技術者）、発注者にあつては主任監督員及び監督員が参画するものとし、必要に応じて関係職員も参画できるものとする。

(3) 業務内容

- ①各関連工事の工程の調整
- ②関連する仮設構造物の調整
- ③緊急時（災害発生時）の連絡、避難等体制の整備
- ④公衆災害防止の徹底
- ⑤安全パトロールの実施
- ⑥現場作業者に対する安全教育の徹底
- ⑦各種の安全に関する講習会・研修会の実施
- ⑧その他、工事の安全施工に係わる相互の連絡調整

附則

この要領は、平成19年12月26日から施行する。